松阪市災害復旧工事等指名競争入札参加者指名基準

令和４年１月６日
松阪市告示第1-3号

（目的）

第１条　この基準は、松阪市及び松阪市上下水道部（以下「松阪市等」という。）が発注する災害復旧時における建設業法（昭和24年法律第100号）第２条第１項に規定する建設工事並びに測量、調査、設計及び製造（以下「建設工事等」という。）に係る指名競争入札に関し、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の12第１項に基づく入札参加者の指名について、適正な施工の確保と公正な発注を図ることを目的とする。

（指名業者の決定）

第２条　指名競争入札に参加する業者の指名は、松阪市入札及び契約審査会（以下「審査会」という。）において決定するものとする。

（指名基準）

第３条　審査会は、次の事項を考慮して指名業者を決定するものとする。

（１）契約しようとする建設工事等の技術的適性及び工事実績

（２）契約しようとする建設工事等の実施場所及び地理的条件

（３）業者の手持ち工事の状況、技術者数、地域貢献及び過去の災害復旧工事の入札参加実績

（４）建設工事等の施工に際しての業者の不正及び不誠実な行為の有無

（５）その他審査会が必要と認める事項

（指名業者数）

第４条　指名競争入札において指名する業者数は、次のとおりとする。

ただし、審査会において必要があると認めたときは、増減することができる。

（１）　建設業法第２条第１項に規定する建設工事のうち、公共施設の復旧工事等、早期完成により市民の生活の安全・安心の確保に資する工事6業者

（２）　測量、調査及び設計の業務委託

イ　　一般的な業務委託6から9業者

ロ　　特別な技術等を要する業務委託3業者

（入札参加資格基準）

第５条　指名競争入札において指名する業者の入札参加資格基準は、松阪市建設工事等発注基準 （平成17年１月１日告示第153号）の別表の規定を準用する。ただし、次に掲げる規定は、同表の規定に優先して適用するものとする。

（１）同日落札制限の対象外とする。

（２）条件付き一般競争入札による手持ち件数制限の判定に含まない。

（３）条件付き一般競争入札による現場代理人及び主任技術者の兼務制限件数に含まない。
（４）災害復旧における指名競争入札による手持ち件数は3件以内とする。ただし、審査会において必要があると認めたときは、増やすことができる。

附 則

この基準は、公表の日から施行する。

附　則（令和8年10月20日告示第343-2号）

この基準は、令和8年10月20日から施行する。